# そこが聞きたい!!









一般質問のようすは、インターネットで配信をしています。2次元コードから、該当議員の動画へアクセスできます。 (パソコンやスマートフォンで視聴できます。閲覧可能期間は2年間です。)



# 入曽駅周辺整備事業による道路環境の変化に伴う安全確保を 西塚 和音(はつらつ創造)





#### ◆信号機設置要望の継続を

区画道路1号線が開通する接続部は、交通安 全上の配慮から、信号機設置の要望があったと 思われるが、現在の経過は。

都市建設部長 県警本部との協議では、入曽交差 点から新設される区画道路1号線と交差点との 間隔が短く、信号機設置基準に示される要件を 満たさず、現時点では、設置は困難な状況である が、引き続き設置に向けた要望を続けていく。

## ◆今後の変化に応じた安全確保を

入間小学校跡地の複合商業施設の営業開始に 伴い、市道B第300号線に流入してくる車両へ の対処方法はどのように考えているか。

都市建設部長 現時点では、流入を見込んではい ないが、営業開始後の状況を見ながら、対応を検 討していく。

#### ◆踏切に近い信号機設置の条件等

信号設置の条件として、距離を規定する指針 などは示されていないものの、踏切が付近にな いことが要件としてあるが、踏切に近い交差点 で例外的に信号機を設置する場合はあるのか。

市民部長交差点改良など必要な整備をした上 で、信号機を設置する場合もあるとのことだが、 設置は警察署と公安委員会の判断となる。



その他のテーマ▶ 環境配慮行動と脱炭素社会 ▶指定管理者制度の中の公民館 ▶地元との協力・信頼関係



# ゼロカーボンシティの実現に向けて!

広山 清志(公明党)





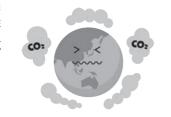
2次元コード

## ◆第3次狭山市環境基本計画の基本目標1から 5の関係は?

重点目標である基本目標1の総合指標に、温 室効果ガス排出量目標値を設定しているが、基 本目標2から5には、排出量の目標値は設定さ れていない。基本目標2から5は、温室効果ガス 排出量削減目標値に対し、どのような関係か。

環境経済部長 それぞれの施策は補完し合う関

係にあり、基本目標 1の温室効果ガス排 出量の抑制などの総 合指標については、 基本目標2から5の 施策の推進が寄与す ることとなる。



STOP The 地球温暖化!

### ◆燃やすごみの燃焼で発生する、二酸化炭素に ついての考えは

(1)2050年の実現を目指すゼロカーボンシティ とは、燃やすごみの燃焼による温室効果ガス排 出量もゼロを目指すという考えか。

②燃やすごみの焼却によって発生する二酸化炭 素が、排出量削減の指標には含まれていない理 曲は。

環境経済部長①政府の温室効果ガスの排出量 実質ゼロという方針は、化石燃料に由来するも のが対象であり、市も同様である。

②燃やすごみである紙や、生ごみ、草木を燃焼し て発生した二酸化炭素は、植物が成長過程で大 気中から吸収した二酸化炭素であることから、 吸収と焼却による排出で、プラスマイナスゼロ となり、大気中の二酸化炭素は増えないため、温 室効果ガスの排出量には含めていない。しかし、 燃やすごみの減量化の取り組みは、ゼロカーボ ンシティの実現に、重要な施策と考えている。

# 地域共生社会の実現に向けて!

一部をご紹介します。なお、質問の内容は、質問した議員が作成しています。

■ 一般質問は、議員が市政全般について、自由なテーマで市長に質問・政策提言を行うもので、市民の声を 市政に届けるものです。9月定例会では、16名の議員が一般質問を行いました。ここでは、質問と答弁の

加賀谷 勉(公明党)



2次元コード

全てのケアラーが個人として尊重され健康で 文化的な生活を営むことができる社会の実現を 目的とし、令和2年3月、県は全国初となるケア ラー支援条例を制定した。ケアラーの権利を守 りますとの意思を明確に表明するため、市でも 条例を制定すべきと考えるが見解は。

福祉部長市では全国的にも早い段階から福祉 のトータルサポート体制を取り入れ、関係機関

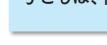
との連携により、包括的な視点か らの支援体制を構築し、ケアラー やケア対象者を含めた世帯全体へ の複合的課題に対応していること から、条例を制定せずとも実質的 にケアラーの権利を守る姿勢は表 明できている。



令和元年10月、神戸市で先の見えない介護へ の不安や心労から悲惨な事件が起きた。このよ うな事件は二度と起こさせてはならないと強く 思うが、条例制定についての見解は。

市長市では、高齢化社会の到来を見据え、トー タルサポート推進室を早期から設置し、一人一 人に寄り添った対応を行ってきた。また、ヤン グケアラーの実態を把握するため、福祉部局と 教育委員会部局が連携し調査を実施した。国で はヤングケアラー支援を法制化する協議がされ ており、こうした中、法令整備などについて今後 研究を進めていくが、現段階では、既に県が多く の課題を包含するような条例を制定しているこ と、市町村として具体的な施策の強化が求めら れていることから、同様の条例を制定するので はなく、具体的な施策の強化に向けて、人的資源 を有効に活用し、ケアラーの支援の充実に努め ていく。

その他のテーマ▶ ケアラーを支援する施策の推進を



# 子どもは、権利の主体者。大人は意識改革を

綿貫 伸子(公明党)





録画配信の

#### ◆こども基本法

こども基本法制定の意義についての見解は。 こども支援部長 子どもに関する法律は、児童福 祉法や母子保健法などの個別法はあるものの、 子どもを権利の主体として位置づけ、その権利 を保障する総合的な法律はなかった。こども基 本法では、すべての子どもが個人として尊重さ れ、基本的人権が保障されること、こどもの意見

が尊重され、子どもの利益が 優先されることなどを基本 理念に掲げ、子どもの権利と しての一層の福祉の充実と、 より子どもの視点に立った 施策の展開を喚起するもの であると考えている。



#### ◆放課後児童健全育成事業(学童保育室)

①「狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例 には、「事業者 は、その運営の内容について、自ら評価を行いそ の結果を公表するよう努める | とあるがどのよ うになっているか。

②児童に対してアンケートを実施することにつ いての見解は。

こども支援部長 (1)指定管理者制度により運営 している学童保育室については、保護者へのア ンケート調査を実施することにより、運営の点 検を自ら行い、改善に努めている。本年度は市が 運営している学童保育室についても、アンケー ト調査を実施する準備を進めており、結果の公 表についても方法を検討している。

②保護者だけでなく、児童にもアンケートを実 施したいと考えている。

(15)(14)